

青森市財産区管理会設置条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 略</p> <p>(設置及び組織)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置き、当該各号に掲げる数の管理委員（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>一～二十二 略</p> <p><u>二十三 五本松財産区 委員 七人</u></p> <p>第三条～第十条 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>(設置及び組織)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置き、当該各号に掲げる数の管理委員（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>一～二十二 略</p> <p>_____</p> <p>第三条～第十条 略</p>

## 青森市財産区特別会計条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる財産区の収入及び支出について会計を分別するため設置する。</p> <p>一～三十九 略</p> <p><u>四十 青森市五本松財産区特別会計 青森市五本松財産区</u></p>	<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる財産区の収入及び支出について会計を分別するため設置する。</p> <p>一～三十九 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p>